

定期積金規定

第1条（掛金の払込み）

定期積金（以下「この積金」といいます。）は通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳をお差し出してください。

第2条（証券類の受入れ）

- （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とする。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

第3条（給付契約金の支払時期）

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

第4条（払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、通帳記載の年利回（年 365 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

第5条（反社会的勢力との取引拒絶）

この積金は、第10条第3項第1号、第5号AからFおよび第6号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項第1号、第5号AからFまたは第6号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

第6条（給付補填金等の計算）

- （1）この積金の給付補填金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- （2）約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

- ② この積金を第10条第1項により満期日前に解約をするときおよび第10条第2項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
- ③ この計算の単位は100円とします。

第7条（先払割引金の計算等）

- （1）この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回に準じて満期日に計算します。
- （2）先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

第8条（満期日以後の利息）

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払します。

第9条（取引の制限等）

- （1）当金庫は、積金契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。積金契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する積金契約者の回答、具体的な取引の内容、積金契約者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （3）日本国籍を保有せず本邦に居住する積金契約者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該積金契約者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （4）前3項に定めるいずれの取引の制限についても、積金契約者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第10条（解 約）

- （1） この積金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- （2） この積金を解約するときは、所定の受取欄（当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。
- （3） 次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。
 - ① 積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② この積金の積金契約者が第13条第1項に違反した場合
 - ③ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合
 - ④ この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ 積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他本号AからEに準ずる者
 - ⑥ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他本号AからDに準ずる行為
- （4） 前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、所定の受取欄（当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により、記名押印して（この通帳とともに）当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間を

おき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第11条（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- （１）この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- （２）この通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- （３）通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

第12条（印鑑照合）

この通帳、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第13条（譲渡、質入れの禁止）

- （１）この積金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- （２）当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第14条（成年後見人等の届出）

- （１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。積金契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- （２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- （３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- （４）前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ち

に書面によって届出てください。

- (5) 前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第15条（通知）

届出のあった、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着したものとみなします。

第16条（保険事故発生時における積金契約者からの相殺）

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
- ② 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
- ③ 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當します。
- ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

- ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の所定の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第17条. (規定の改定)

この規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲示及びその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

以 上

2020年4月1日現在